

鳥取縣公報

訓令

◇鳥取縣訓令甲第十八号

衛生部
各保健所長
衛生研究所長

昭和二十五年十二月鳥取縣訓令甲第二十八号鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料條例に規定する知事の定める使用料手数料の額にかかわらず使用料手数料の額の中次のものに限り昭和二十六年十月十五日から十月二十一日までの間次のように定める。

ツベルクリン皮内反応検査 五円

赤血球沈降速度測定 無料

喀痰顕微鏡的検査 無料

透視診断 (但し、培養検査は従来通りとする) 一五円

昭和二十六年十月九日 火曜日
第二千二百五十一号

本書ノ大キサハ國定規格A五判

間接寫眞診断 一五円

但し、結核予防法第四條及び第十三條を除く一般のものに限る。

昭和二十六年十月九日 鳥取県知事 西尾愛治

告示

◇鳥取縣告示第四百五十五号

造林臨時措置法（昭和二十五年法律第五十号）第十條の規定により次の通り造林地を指定した。

昭和二十六年十月九日

鳥取県知事 西尾愛治

49	大野一九一九ノ二	山林	八反歩	渡辺 禪光
50	東林六七四ノ一、六七五ノ一	山林	二反六畝歩	小原 熊一
51	上々倉吉山八八四	原野	二町七反歩	住 富夫
52	向原一五三ノ三	原野	三反五畝歩	大田 頼正
53	〃一五四五ノ一	〃	二町歩	小原熊一外二名
54	豊房字粟ヶ谷一九九四ノ二九	〃	四反二畝歩	金田丑太郎
55	〃一九九四ノ六	〃	三反九畝歩	川田 正徳
56	〃一九九四ノ三七	〃	七反八畝歩	小原 收
57	〃一九九四ノ二	〃	六反四畝歩	小原 隆吉
58	〃一九九四ノ一八	〃	六反歩	松井 益雄
59	〃一九九四ノ三三	〃	三反八畝歩	小原 須賀
60	〃一九九四ノ三五	〃	四反八畝歩	〃
61	〃一九九四ノ五	〃	六反一畝歩	小原 克美
62	〃一九九四ノ二八	〃	四反一畝歩	金田 嶋吉
63	〃一九九四ノ一〇	〃	六反七畝歩	川田 要市
64	〃一九九四ノ七	〃	三反歩	松井 正
65	〃一九九四ノ八	〃	五反九畝歩	松井 喜六
66	〃一九九四ノ二	〃	五反六畝歩	川口幸次郎

67	〃	〃	三反四畝歩	〃
68	〃	〃	三反七畝歩	小原 收
69	〃	〃	四反七畝歩	小原 隆吉
70	〃	〃	五反八畝歩	松井 民久
71	〃	〃	五反四畝歩	小原壽美雄
72	〃	〃	五反六畝歩	松井 正
1	西伯郡大高村大字泉原字喜多原七〇六ノ七	〃	八町五反歩	大 高 村
2	〃	〃	一〇町歩	〃
3	〃	山林	二六町歩	山根 巖
4	〃	〃	六反歩	川上 薫
5	〃	〃	二反歩	〃
6	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	五反歩	〃
8	西伯郡大山村大字中楨原五七二ノ三	原野	一〇町歩	大 高 村
9	〃	〃	三二町歩	〃
1	東伯郡上中山村大字羽田井字大滝二二三九	山林	六反歩	徳永 尙

鳥取縣告示第四百五十七号

自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第三十條の規定により、昭和二十二年七月二日をもつて買収した土地につき買収令書の交付をすることができないものを同法第三十四條において準用する同法第九條第一項の規定により次のように公告する。

昭和二十六年十月九日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

所有者不明交付不能買収令書一覽表

買 收 時 期	昭和 22. 7. 2 買收	対価支払時期	昭和 22. 7. 2 日より一年以内に日本勸業銀行鳥取支店で支払う	その他
記号 番号	所有 者又は 名称	住 所	地 目 面積 現況	対 価 報 償 金 現金払 証券払
鳥取 尾坂 土ち12 計	鳥取 尾坂 土ち12 計	鳥取県大島市三 篠町三丁目一五 〇八番地	原 原 6.608 6.608	原 原 1.145.24 1.145.24
		大島郡西伯郡名和村 大字加茂字ヨロロ1. 805ノ84		145.24 1千円 145.24 1千円

公 告

資格審査結果公告第七十六号

(自昭和二十六年九月一日
至同 年九月三十日)

昭和二十六年十月九日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する
勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補

禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一ヶ月間継続し、次回の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るように、市町村役場に編つて保存するものである

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了した者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数 二二名
非該当決定者 二一名

審査を受けた公職及びその氏名
(1)昇任又は任命予定者

○米子檢察審査員

恩田 一馬 西田 正男 遠藤喜代治

浜田 正己 山田 淳

同補充員

本池 幹雄 山根 しめ 山崎 計

湯原 幸子

○町選挙投票管理者

倉吉町 増田 糸治 建部幸四郎

○村民生委員

福栄村 門原 元康

○固定資産評価補助員

鳥取市 松島 英雄 小山 二郎

川上 計男 久野 芳治

大谷 良男

○村役場保健婦任命予定者

大御門村 村上千代子

